

# 町・道民税の申告受付

令和5年度の町・道民税の申告受付を次の日程で行います。

申告に必要な書類を持参し、時間厳守の上、会場までお越しください。

申告期日は**3月15日(水)**までとなっております、期日内に申告しない場合は期限後申告となり、余分な税金を納めなければなりませんので、特に留意の上、申告をお願いします。

## ◆ 申告に必要な書類等 ◆

1. 身分を証明するもの（マイナンバーカード）  
※マイナンバーカードがない場合は、運転免許証および健康保険証などの身元確認書類の写し
2. 生命保険料支払証明書  
(個人年金保険料も対象となります)
3. 地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
4. 事業収入がある方は、収入及び必要経費の帳簿等
5. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・社会保険料及び国民年金控除証明書、または領収書
6. 源泉徴収票
7. 預貯金の通帳（口座番号がわかるもの）
8. 医療費のお知らせ・医療費等の支払証明書・領収書  
(事前に整理して下さい)
9. その他必要と認められる書類

これらの書類は、一般的に必要な書類とされていますが、個々に必要な書類が異なる場合もありますので、ご不明な点などがありましたら、役場税務国保課税務係（電話2-3407番）へお問い合わせください。  
なお、受付の際に書類の不備が見受けられますので、お出かけ前に再度ご確認ください。

※医療費控除を受けられる方は、事前に対象者毎に医療機関別で金額の集計を行ってください。用紙は税務国保課税務係にあります。  
また医療費支払額の確認の為『領収書』もしくは『医療費のお知らせ』は、必ず持って来てください。(医療費のお知らせは申告書の添付書類となっています)

月 日	対 象 地 区	受 付 時 間	受 付 場 所	※役場申告受付
2月6日(月)	野名前・稲穂・勘太浜	10:00～11:30	稲穂夕なぎ会館	×
2月9日(木)	宮津・東風泊	13:00～15:30	東風泊自治振興会館	×
2月13日(月)	球浦・仏沢	10:00～12:00	海洋研修センター (1階会議室)	×
2月15日(水)	谷地・武士川	10:00～12:00	谷地生活館	×
	赤石・恩顧浜	13:00～14:30	町民センター	×
2月20日(月)	奥 尻	9:30～15:00	奥尻町議会2階 (旧公民館)	○
2月22日(水)	初 松 前	10:00～11:30	初松前自治振興会館	○
	松 江	13:00～14:00	薬師集会所	○
2月27日(月)	青 苗	9:30～15:30	総合研修センター (青苗支所和室)	×
2月28日(火)	青 苗	9:30～15:30		×
3月2日(木)	米 岡	9:30～12:00	米岡自治振興会館	×
	神 威 脇	13:00～14:00	神威脇生活改善センター	○
3月3日(金)	富 里	9:30～14:00	富里へき地保健福祉館	×

※申告会場を3名で回っている際（日程表の※×印）には、役場で申告の受け付けはできませんが、2名で回っている際（日程表の※○印）には、1名役場に待機していますので申告の受け付けは可能です。  
なお、日程表以外の日にちでも、2月16日(木)～3月15日(水)までの申告期間内であれば役場で受け付けることが可能です。

# 今年は例年どおりの会場に戻しておりますので、 受付日や受付場所のご確認をお願いします

申告件数の多い奥尻地区・青苗地区は混雑が予想されるため、受付開始直後の時刻を避けるなど、ご協力をお願いします。

また、申告にお越しの際は「**必ずマスク着用**」をお願いします。なお、換気のため会場の室温が低い可能性があるため「**十分に暖かい服装**」でお越しください。

個別に申告を受けたい方・当日会場に来られない方は、令和5年2月16日(木)から3月15日(水)までの間、奥尻町役場税務国保課税務係で申告を受けることができます(午前9時～午後4時30分) でお越しください。

申告会場での三密を防ぐため、明らかに町・道民税が課税にならない下記申告者の方は、お電話での申告も受付しますのでご連絡ください。

自分が課税になるかどうか分からない場合は、税務係までご連絡ください。

- ① 65歳以上の方(昭和32年1月1日以前)で、**青枠Aの年金収入が148万円未満の方。**
- ② 65歳未満の方(昭和32年1月2日以後)で、**青枠Aの年金収入が98万円未満の方。**

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票														
支払を受ける者		住所又は居所 (フリガナ) 氏名		生年月日				年金の種類						
区分		支払金額				源泉徴収税額								
所得税法第203条の3第1号適用分		円				円		円		円		円		
所得税法第203条の3第2号適用分		円				円		円		円		円		
所得税法第203条の3第3号適用分		円				円		円		円		円		
所得税法第203条の3第4号適用分		円				円		円		円		円		
本人		控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額	
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	人	人	人	円
控除対象配偶者		(フリガナ) 氏名		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分		(フリガナ) 氏名		
控除対象扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分		(フリガナ) 氏名		区分		(フリガナ) 氏名		区分		
(摘要)		支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長												

- ③ 収入が全くない方 前年中の収入が無い場合は、お電話での受付も可能ですのでご連絡ください。

所得税の確定申告は、インターネットを通じて申告することも出来ます。

奥尻町役場 税務国保課税務係 ☎ 2-3407 (直通)